換地図

縮尺 I:500

施行者: 佐倉市臼井生谷土地区画整理組合

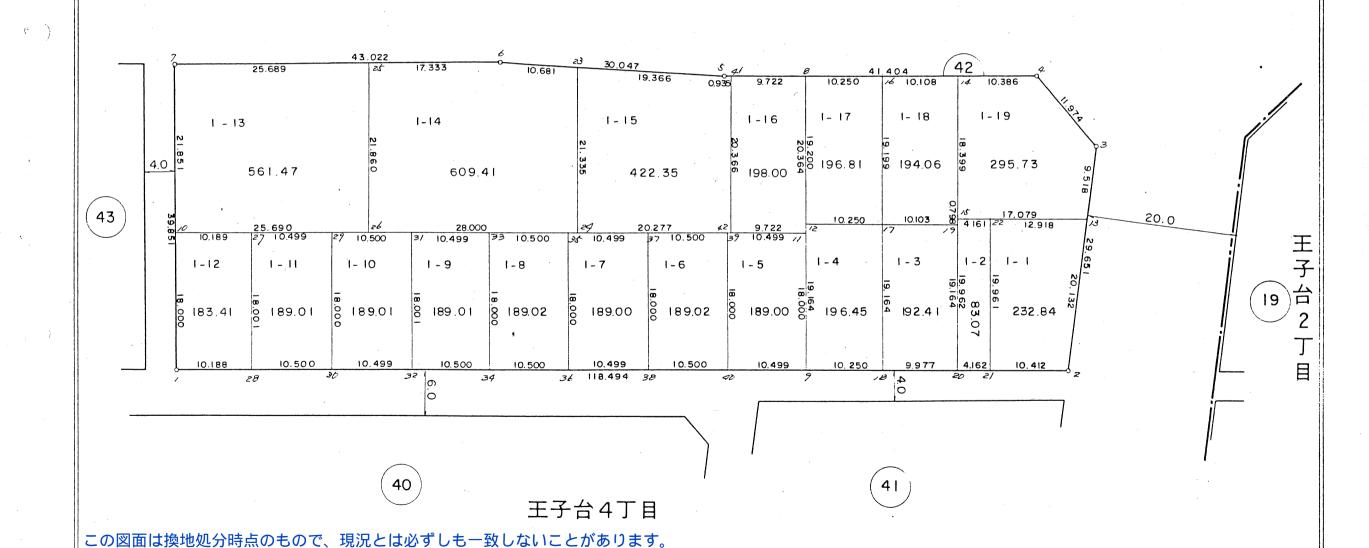
(昭和59年2月1日換地処分)

街区番号 42 王子台 4 丁目

凡

例

換地位置

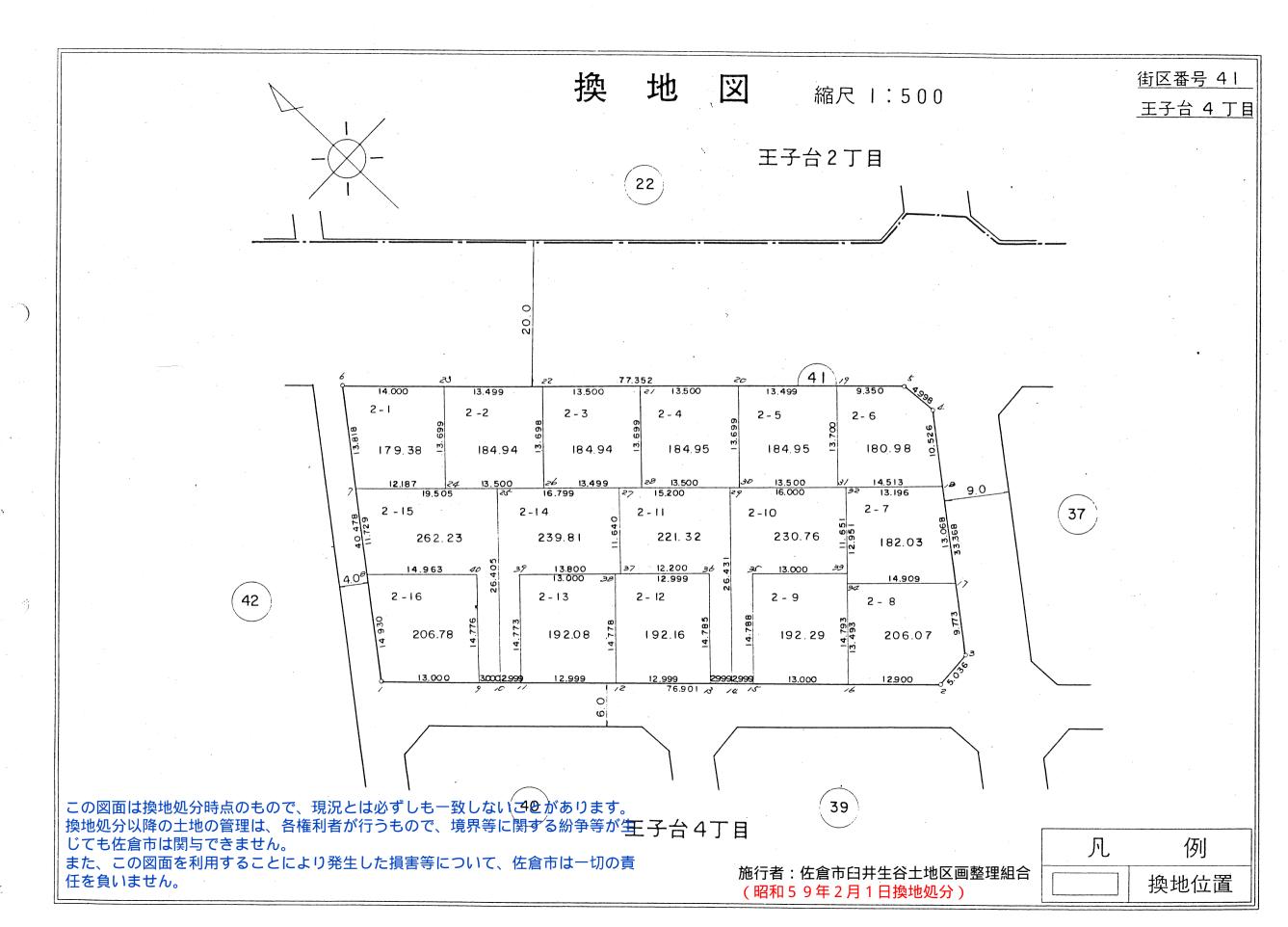


換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生

また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責

じても佐倉市は関与できません。

任を負いません。



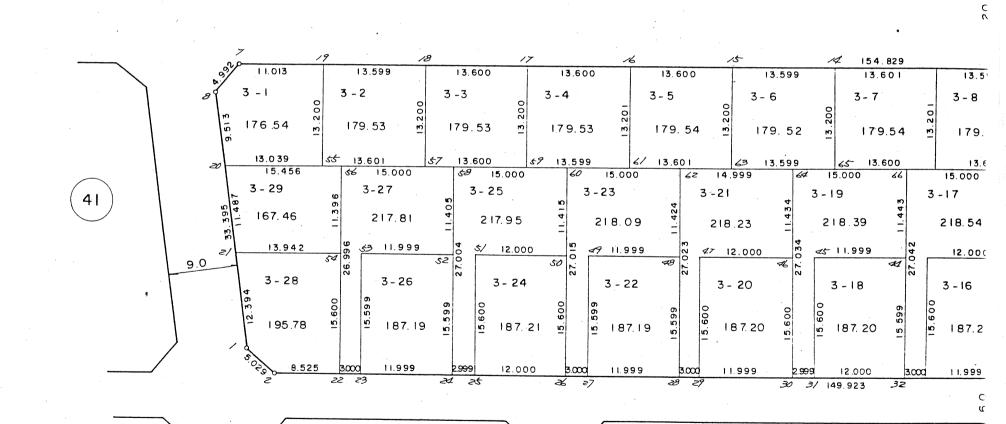
## 換地図

縮尺

36

(.27)

王子台2丁目



38

この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生じても佐倉市は関与できません。

また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責任を負いません。

施行者:佐倉市臼井生谷土地区画整理組合

(昭和59年2月1日換地処分)

王子台 4丁目

縮尺 1:500

街区番号 37 王子台 4 丁目

27 王子台2丁目 37 154.829 13.600 13.600 13.599 13.601 13.599 13.601 13.599 21.413 3 - 4 3 - 5 3 - 6 3 - 7 3 - 8 3 - 9 3 - 10 179.53 179. 54 179.52 179.54 179.53 179.53 179.53 13.599 13.601 13.599 65 13.600 63 *47* 13.600 *69* 13.599 13.600 *72* 15.000 14.999 15.000 15.000 15.000 14.983 3 - 11 3-23 3-21 3-19 3-17 3 - 15 3 - 13 31)-218.09 218.39 218.23 218.54 218.67 218.66 991.74 11.999 12.000 ds 11.999 ₹3 12.000 **4**/ 11.999 *39* 11.990 6.0 3 - 22 3 - 20 3 - 18 3 - 16 3 -14 3-12 ້ ທີ່ 187.20 187.20 u 187.19 187. 20 187.20 187.12 3.000 11.999 3.000 11.999 12.000 11.999 12.000 21.393 30 3/ 149.923

この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生 じても佐倉市は関与できません。

36

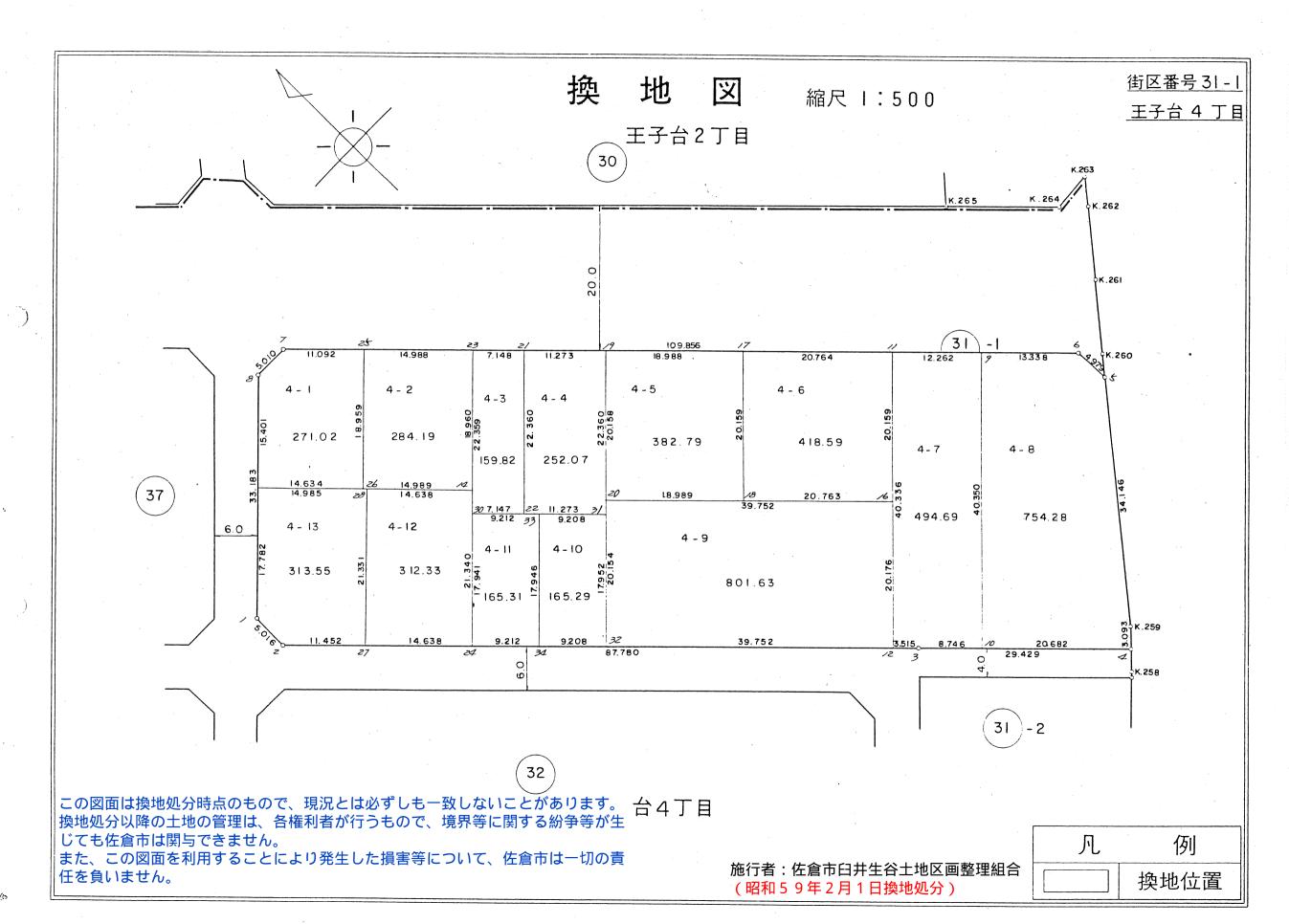
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責任を負いません。

施行者:佐倉市臼井生谷土地区画整理組合(昭和59年2月1日換地処分)

凡 例

換地位置

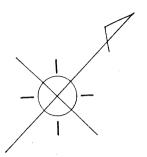
24



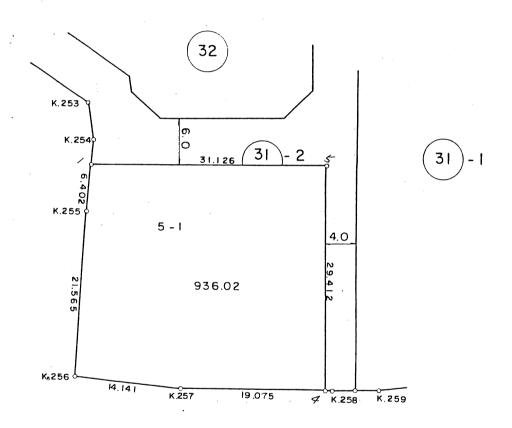
換地図

縮尺 1:500

街区番号 31-2 王子台 4 丁目



王子台4丁目

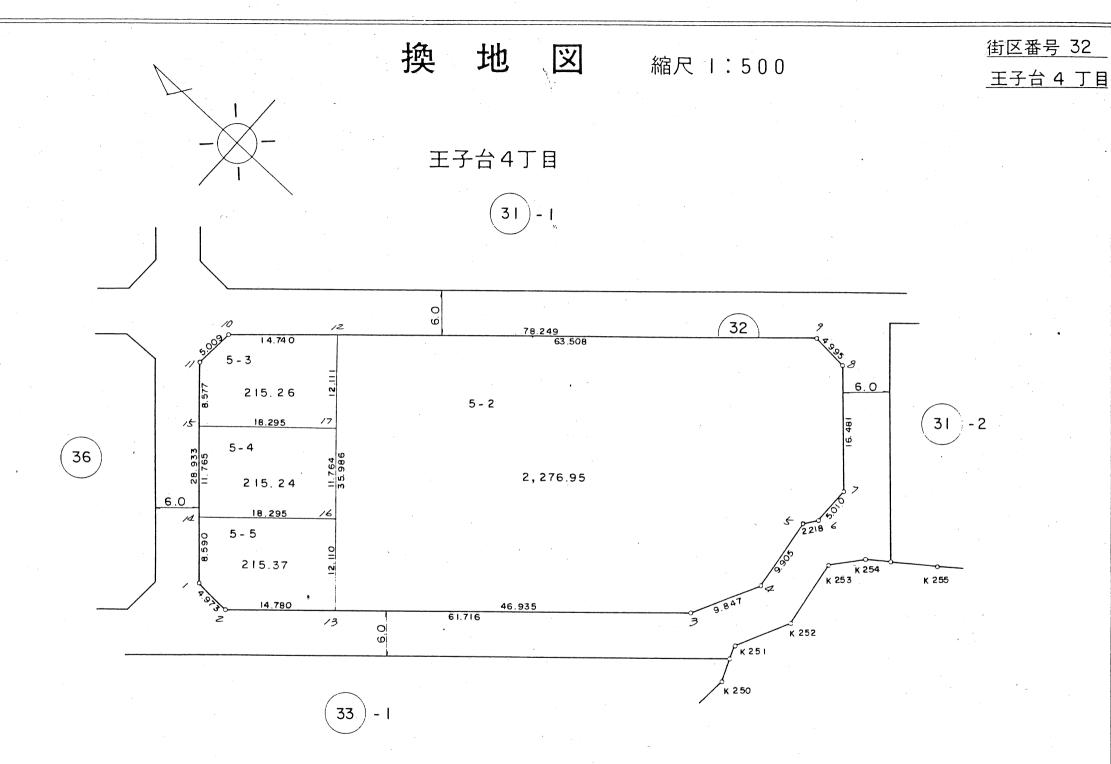


この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生 じても佐倉市は関与できません。

また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責任を負いません。

施行者:佐倉市臼井生谷土地区画整理組合(昭和59年2月1日換地処分)

<u>例</u> 例 —— 換地位置



この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生じても佐倉市は関与できません。

また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責任を負いません。

施行者:佐倉市臼井生谷土地区画整理組合(昭和59年2月1日換地処分)

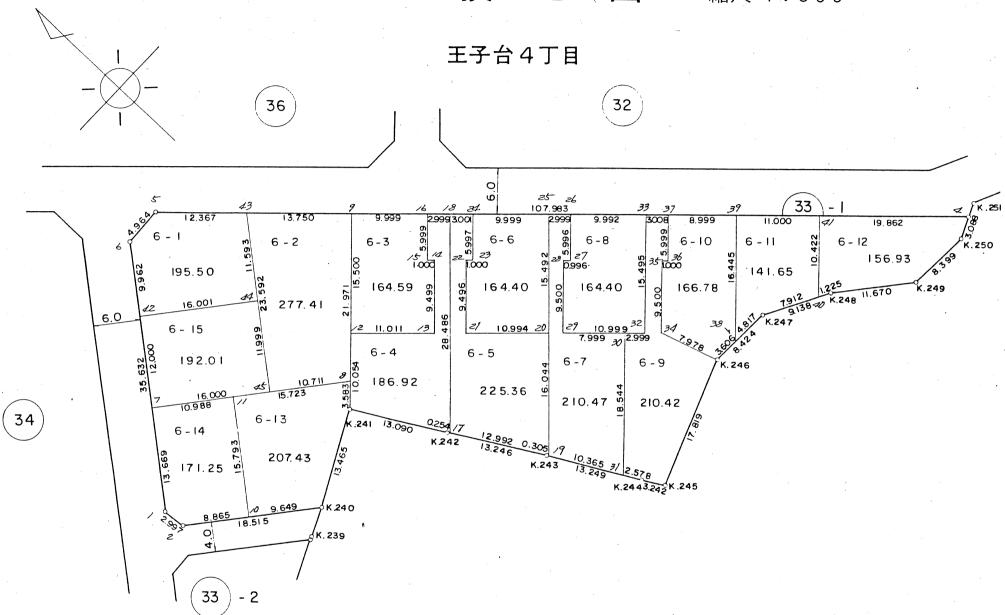
 凡
 例

 換地位置

換地図

縮尺 1:500

街区番号 33-1 王子台 4 丁目



この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生 じても佐倉市は関与できません。

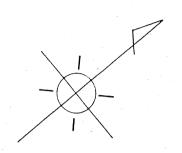
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責任を負いません。

施行者:佐倉市臼井生谷土地区画整理組合(昭和59年2月1日換地処分)

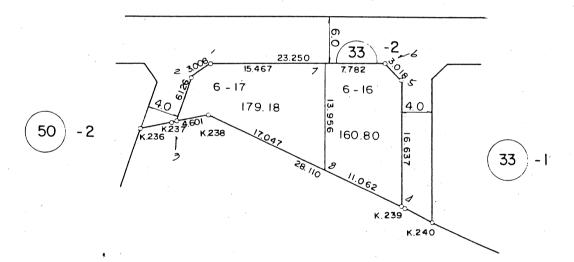
 換地図

縮尺 1:500

街区番号 33-2 王子台 4 丁目



王子台4丁目



この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生 じても佐倉市は関与できません。

また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責任を負いません。

施行者:佐倉市臼井生谷土地区画整理組合(昭和59年2月1日換地処分)

凡

換地位置

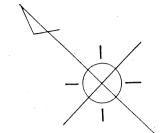
例



縮尺 1:500

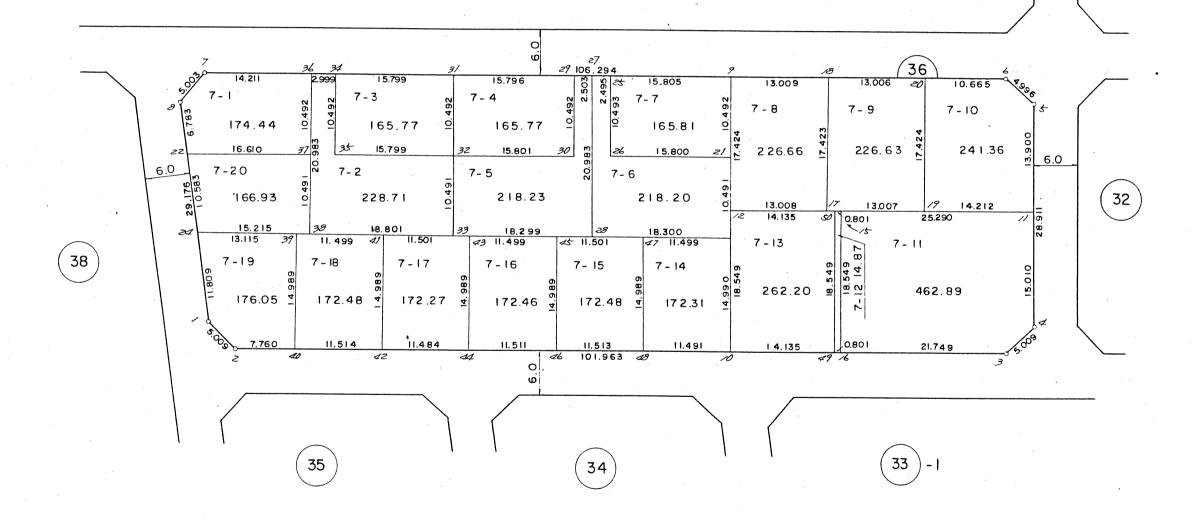
街区番号 36

王子台 4 丁目



王子台 4丁目

〔37〕



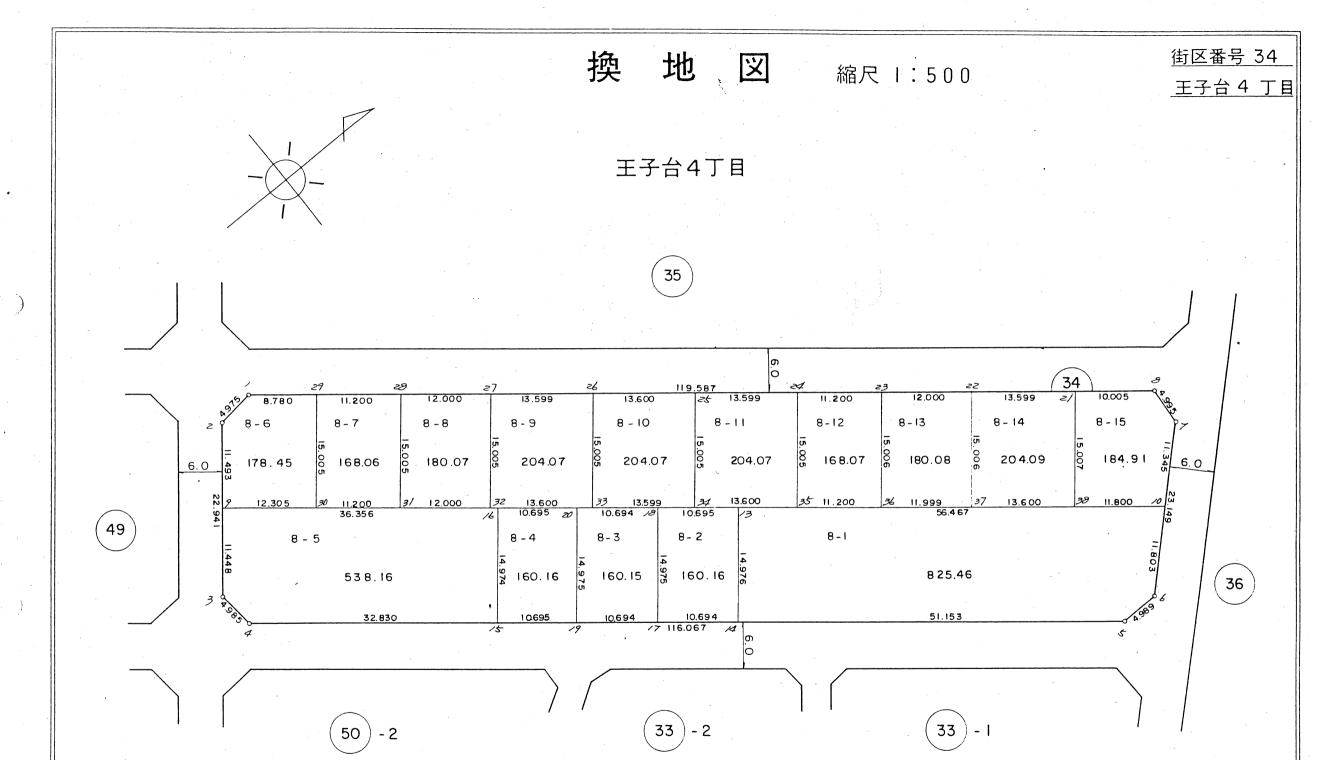
この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生じても佐倉市は関与できません。

また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責任を負いません。

施行者:佐倉市臼井生谷土地区画整理組合(昭和59年2月1日換地処分)

例

凡



この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生 じても佐倉市は関与できません。

また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責任を負いません。

施行者:佐倉市臼井生谷土地区画整理組合(昭和59年2月1日換地処分)

00

縮尺 1:500

11.700

193.00

11.699

9-2

169.98

12.600

9 - 20

9.970

202.95

6.0

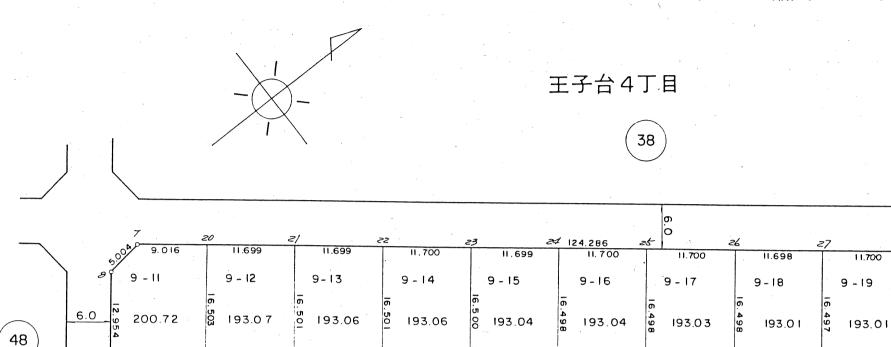
36

9-21

186.82

10.021

街区番号 35 王子台 4 丁目



11.699

43 12.599

9 - 7

170.05

#2 II.700

9-6

170.05

12.600

do 11.700

120.821

11.699

12.600

170:00

12.599

9 - 4

12.599

170.03

12.600

9 - 5

11.699

9 - 3

170.00

12.600

12

(34

この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生 じても佐倉市は関与できません。

12.539 13.538

.9-10

176.51

10.000

*48* 11.699

12.600

170.08

9-9

11.699

9 - 8

170.08

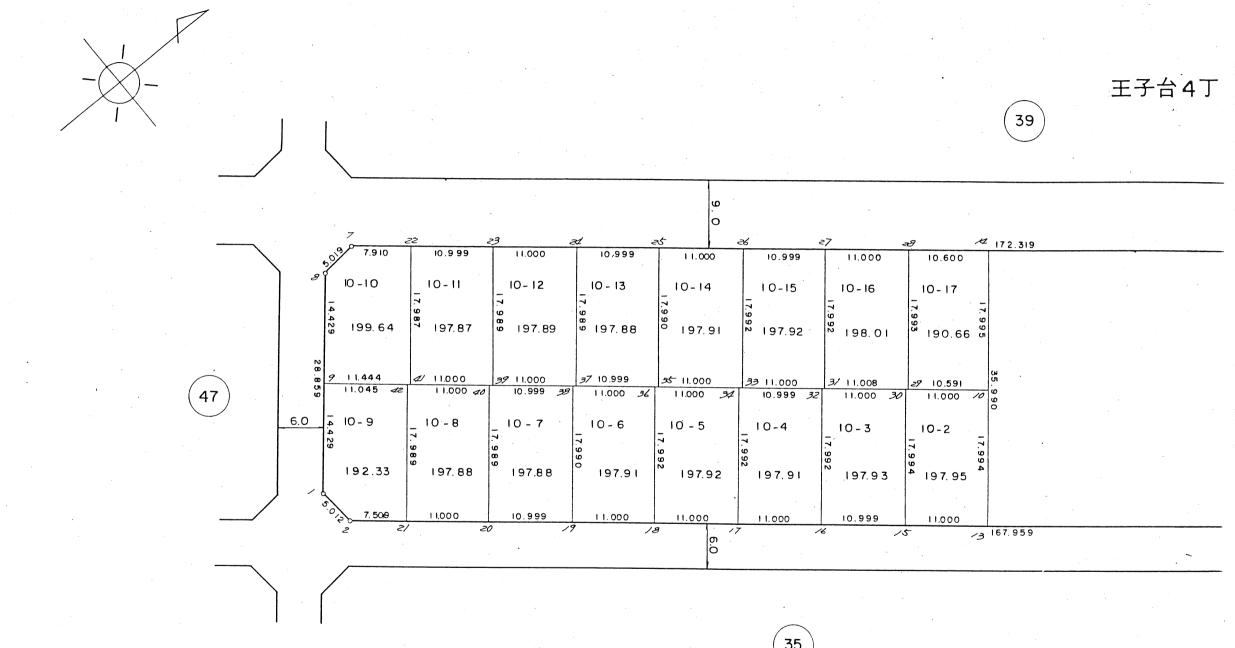
12.600

また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責任を負いません。

施行者:佐倉市臼井生谷土地区画整理組合 (昭和59年2月1日換地処分)

凡 例

## 換 地 図 縮尺



この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生 じても佐倉市は関与できません。

また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責任を負いません。

施行者:佐倉市臼井生谷土地区画整理組合

(昭和59年2月1日換地処分)

縮尺 1:500

街区番号 38 王子台 4 丁目

王子台4丁目

์ 39 <sup>`</sup>

17 Y			
		14 17:	2.319
10.999	11.000	10.600	87.807
10-15	10-16	10-17	
197.92	99 N 198.01	7.995	10-1
11.000	11.008	10.591	3,197.92
10-4	10-3	10-2	$\begin{bmatrix} \frac{1}{2} \\ \frac{1}{2} \end{bmatrix}$
197.91	197.93	7.994	6.0
<u> 11.00</u> )	10.999	11.000	
		/3 167.	.959
35			36

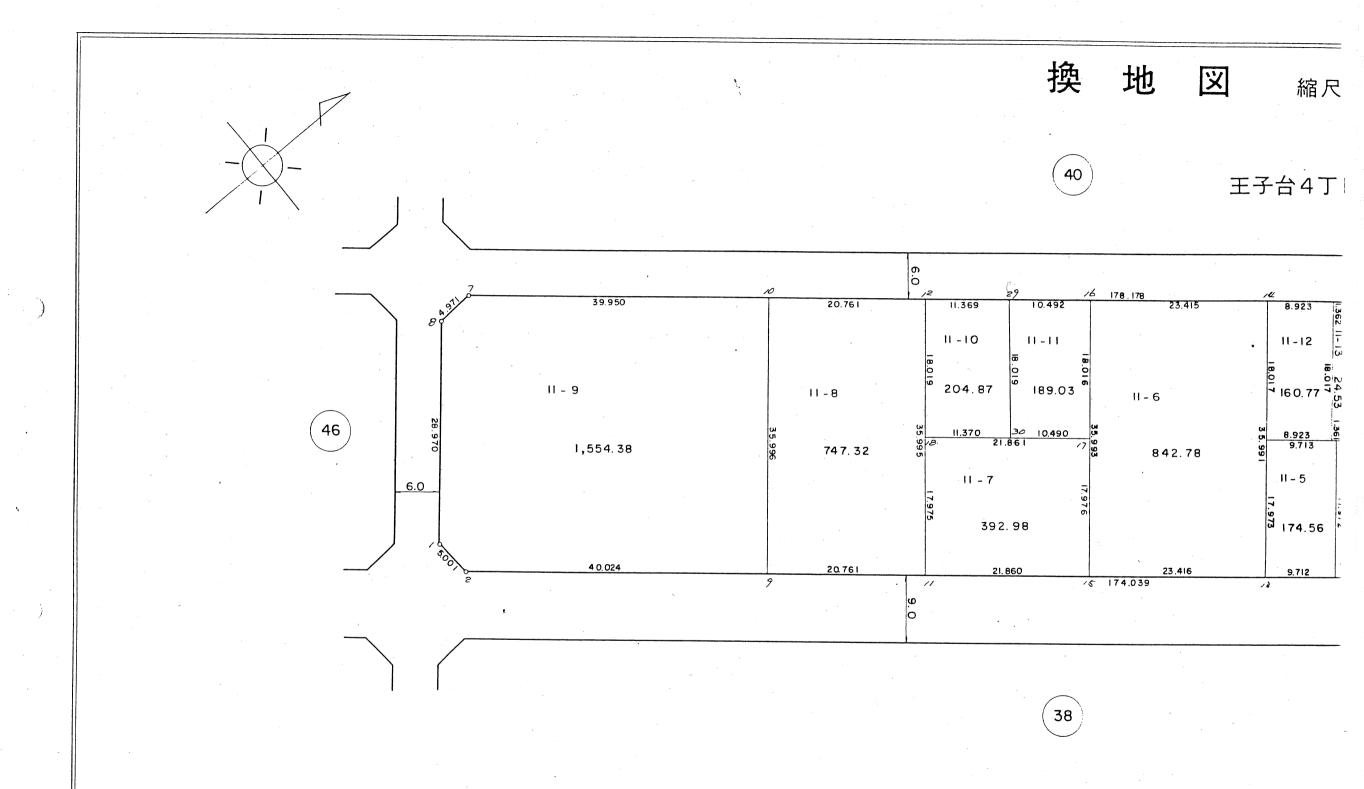
この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生 じても佐倉市は関与できません。 また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責

施行者:佐倉市臼井生谷土地区画整理組合(昭和59年2月1日換地処分)

 凡
 例

 換地位置

任を負いません。



この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生じても佐倉市は関与できません。

また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責任を負いません。

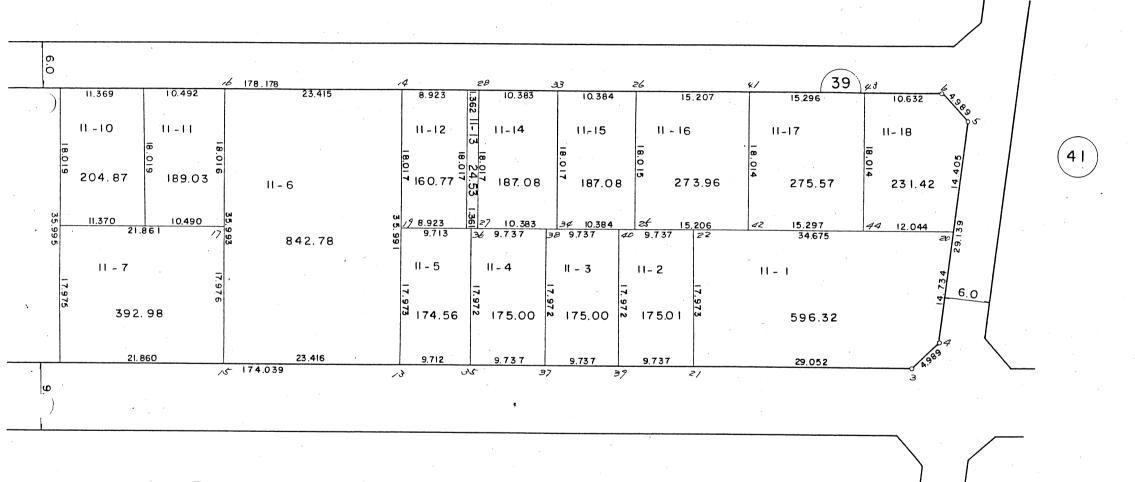
縮尺 1:500

街区番号 39

王子台 4 丁目

40

王子台4丁目



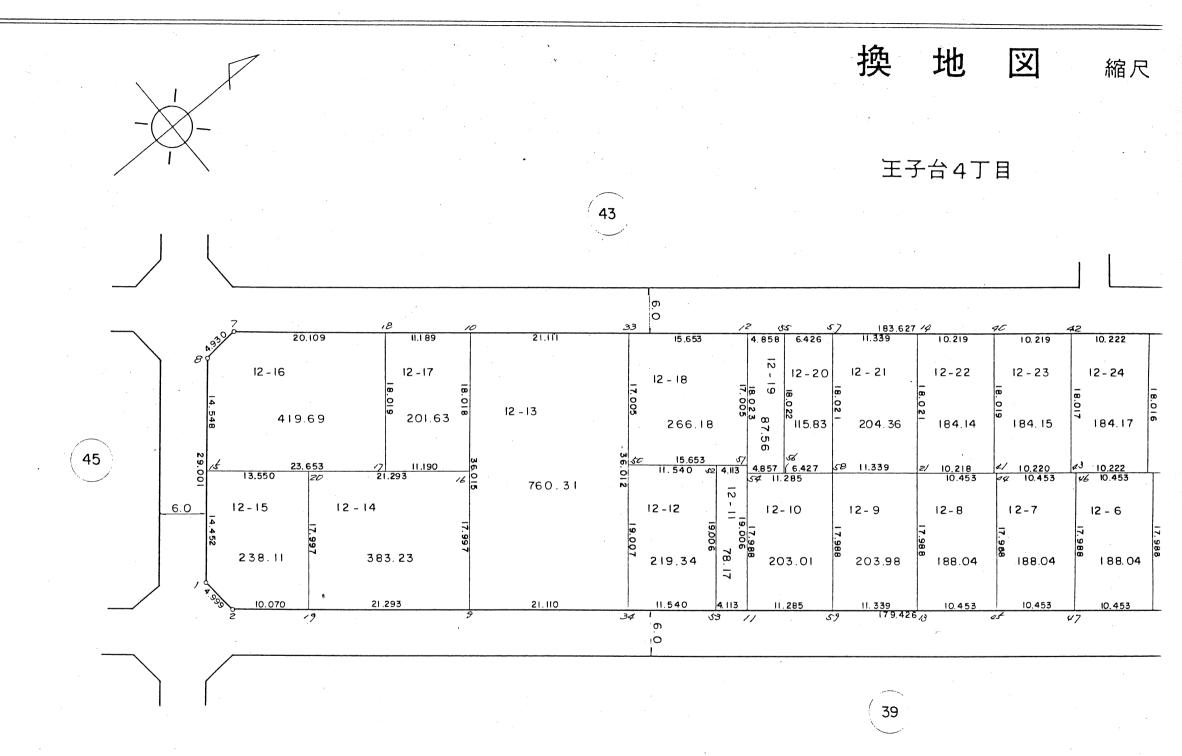
38

この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生じても佐倉市は関与できません。

また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責任を負いません。

施行者:佐倉市臼井生谷土地区画整理組合(昭和59年2月1日換地処分)

凡例



この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生 じても佐倉市は関与できません。 また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の青

また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責任を負いません。

縮尺 1:500

街区番号 40

王子台 4丁目

王子台4丁目

(42)

	)									
	٠	57 183,627/	4 40	42	27	53	54	ss (40)	5/	<b></b>
653	4.858 6.426	11.339	10.219 10.3	10. 222	13.495	12.696	12.698	12698	10.688	1 .
}	12 - 20 12 - 19 17 - 19	_	12-22   12-;	23   12-24	12-25	12 - 26	12-27	12 - 28	12-29	
6.1B	00	204.36	184.14	15 84.17	æ. 0 0 243.13	228.71	228.73	228.71	232.47 *	
.653 0 4.	4.857 6.427	11.339 2		20 43 10.222	28 13, <b>4</b> 95	63 12.696	12.698	<i>১</i> % 12.699	ه اع اعراد	
	12-10	12-9	10.453		48 10.009 12 - 5	3/ 12.499 62 12-4		وي 12.499	15.498 22 6.0 2-1 00 6.0	41
006 a	7988 203.01	7.988 203.98	188.04   188	.04 88. 04	17.988	17.990 17.989 224.86	224.86	224.86	252.00	
·   ~	)3 11.285	11. 339 179.426	10.453 10.4		10.009	12500	12.499	12.498 9	.803	
		179.426	45	47	<i>49</i> 3	. 42	\$7	50	3	
						-				
		39				1	-			

この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生じても佐倉市は関与できません。

また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責任を負いません。

施行者:佐倉市臼井生谷土地区画整理組合(昭和59年2月1日換地処分)

凡 例

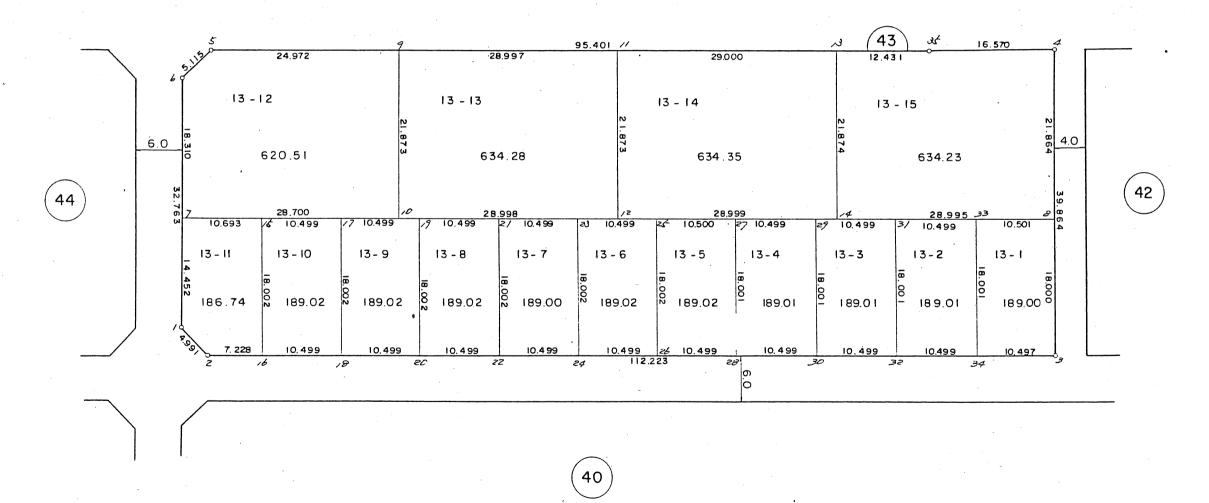
換

奥 地 図

縮尺 1:500

街区番号 43 王子台 4 丁目

### 王子台 4丁目



この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生 じても佐倉市は関与できません。

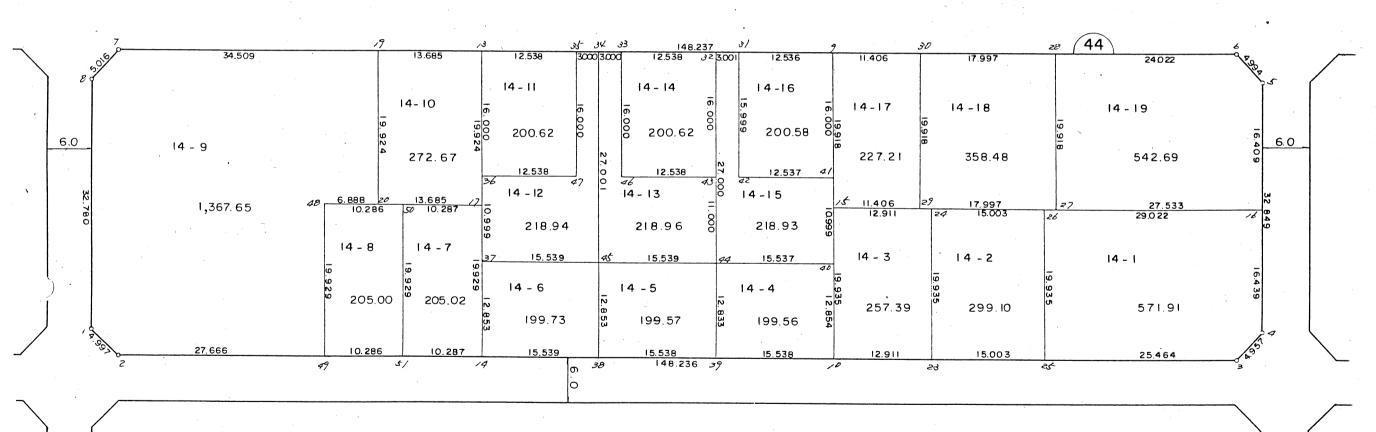
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責任を負いません。

凡	例
	換地位置

縮尺 I:500

街区番号 44 王子台 4 丁目

#### 王子台 4丁目



この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生じても佐倉市は関与できません。

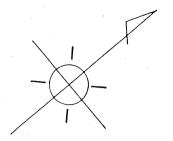
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責任を負いません。

施行者:佐倉市臼井生谷土地区画整理組合(昭和59年2月1日換地処分)

凡例\_\_\_\_\_\_換地位置

縮尺 1:500

街区番号 45 王子台 4 丁目



王子台4丁目

( 44

			-	0							*****	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	7		<del>- /</del>		૩૧ - 4	10	41 148.		as	44	.z	.5 4	5	9 6
318	7.840	11.500	9.687	11.500	11.499	11.499	11500	<i>4</i> ≥ 11.500	11.500	11.499	10.003	10.003	/7 10.003	6.827
1	5 - 15	15-16	15-17	15 - 19	15 - 20	15-21	15 - 2 2	15-23	15-24	15-25	15-26	15-27	15 - 28	15-29
<u>-</u> 0.		17.98	7.988 7.988 7.985	7.988	17.98	<u> 7.99</u>	17.99	17.99	17.99	17.99	17.99	17.99	- 80 O	18.00
59	198.07	<sup>ω</sup> 206.83	985 174.21 32.64	206.86	206.88	õ 206.90 °	206.92	<sup>™</sup> 206.94	ق 206.95	ق 206.97	m 180.06	180.06 <b>ت</b>	8 180.07	N 18000 N
N 9	11.359	इ <u>३</u> ॥.५००	52 9.685 00 00	S7 11.499	SP 11.500	<i>49</i> 11.500	48 11.500	47 11.500	46 11.499	45 11.500	10.004	10.000	10.000	20 10.317 B 25 9.555 A
6											10.258	2/ 10.257	23 10.257	25 9.555 14 6
4	5 - 14	15-13	15-12	15-11	15- 10 -	15 - 9	15 -8	15 - 7	15 - 6	15-5	15 - 4	15 - 3	15-2	۱- 15
57	198.24	8.002 207.07	B 000	9.000	0004	B. 00	18.007 207.08	<b>B</b> .000		18.010	0 0 184 75	800	8.0	18.01
1	190.24	<b>2</b> 07.03	N 207.03	207.04	207.05	ਯ 207.08   	207.08	₹ 207.09	207.10	ō 207.12	ō 184.75	O 184.74	= 184.75	N 165.40
	7.833	11.500	11.499 3½ 34	11.501	1.1.499	11.501	11.499 30 14	29 11.500 8.095	11.500	11.500	10.257	10.257	10.257	5.987
•			-/- -	6.0	2	<b>,</b> , , , ,		0.000	<i>20</i>	?7	<del>=</del> //	22	24	<o 3<="" td=""></o>

46

この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生じても佐倉市は関与できません。

また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責任を負いません。

几	例
	換地位置

縮尺 1:500

街区番号 46 王子台 4 丁目

王子台4丁目

45

٦		_					<del></del>						·				
							ف ف								_		
	•	7		2/	وع	zst	٥ عم	39	40	<b>4/ 148.023</b>	42	<b>43</b>	14	45	46 (46).	47 6	
١	b	336	7.145	10.356	10.356	10.357	9 11.592	11300	11.300	11.300	11.300	11.300	11.300	11.300	11.300	7.810	
-	8 d 6.0	16 -	- 14	16-15	16 - 16	16 -17	16 - 18	16-19	16-20	16-21	16 - 22	16-23	16-24	16 - 25	16-26	16-27	
	1 1	186	5. 37	186.40	186.40	7.998 186.41	7.99 208.64	203.37	203.37	7 9 9 7 203.37	0 203.36	7. 9. 9. 203.45	7 .66 .69 .75 203.27	7 99 6 203.37	203.37	17	.0_
	28.93	7 10.	. 70 I I7. I	22 10.350	6 24 10.356 9 12.311	26 10.357 27 12.312	8 11.592	SE 11.300	st 11.300	<i>S</i> ≠ 11.300	si 11.300	S2 11.310	اری / ۱۱. کو	SD 11.300	<i>49</i> 11.300	48 11.300 88 18 99	
	-	<u>.</u> 1	16 - 13	3	16-12	16 - 11	16 - 10	16 - 9	16 - 8	16-7	16 - 6	16 - 5	16-4	16-3	16-2	16-1	
		5	302	.39	221.59	221.62	7998 208.65	203.39	203.43	7 .996 203.31	7 99 203.36	203.44	0 0 0 203.26	203.34	203.35	196.69	
(	ં કે	2	13.	624	12,310 28	12.313	11.592	, 11. <b>3</b> 00	II.306	11.293 6 147.890	11.300	II.300 34 3	II.300	II.300	11.300 B/ E	7.646 5004	
					·		9.0		•						2		

(47)

この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生じても佐倉市は関与できません。

また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責任を負いません。

几	例
	換地位置

縮尺 1:500

街区番号 47 王子台 4 丁目

王子台4丁目

46

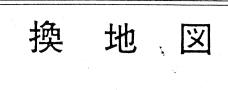
36 33 147.928 12.399 51 48 47 31 28 جئ 12.482 12.399 12399 17 - 12 17-13 17-15 17-17 17-19 17-21 17- 23 17-25 17-27 17 - 29 6.0 6.0 209.96 167.17 167.25 167.28 166.90 166.90 167.25 167.26 166.87 206.50 16.034 12.373 12.385 12.392 12.335 12.337 12.387 12.335 12.392 17 - 11 17-14 17-16 17-18 17-20 17 - 22 17 - 24 17-26 17-28 17-30 217.49 217.29 218.28 217.45 217.95 217.65 218.17 217.78 181.08 184.27 16.024 15.409 15.354 15.450 15.365 15.393 15.427 15.411 15.755 15.402 17-10 17-9 17 - 8 17-7 17-6 17 - 5 17-4 17-3 17 - 2 17-1 169.77 169.37 169.06 169.57 169.11 169.26 169.43 169.34 167.19 169.30 12.433 15.399 15.400 15.400 15.400 15.400 15.399 15.400 12.254 56 57 50 60 147.890

48

この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生 じても佐倉市は関与できません。

また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責任を負いません。

凡	例
	換地位置



縮尺 1:500

街区番号 48 王子台 4 丁目

王子台4丁目

(47)

48 29 147.864 11.800 11.800 11.800 11.800 11.800 11.800 11.800 11.800 11.800 · 11.800 9,121 18-14 18-15 18 - 16 18-17 18-18 18 - 19 18 - 20 18-21 18-22 18-23 18 - 24 18 -25 18-26 6.0 181.20 176.93 176.93 176.94 176.95 176.97 176.98 176.98 176.98 176.99 177.00 177.01 184.05 6.0 11.800 12.500 36 11.800 11. 800 11.800 11.800 11.800 1/ 11.800 4<sup>2</sup> 11.800 ال 800 ال 40 11.800 af 11.800 18 - 13 18 -12 18-11 18 - 10 18 - 9 18 - 8 18 -7 18-6 18 - 5 18 - 4 18-3 18-2 18 - 1 181.16 176.95 176.97 176.97 176.98 176.99 177.00 177.02 177.02 177.03 177.04 177.06 184.18 11.799 11.800 11. 800 11.800 11.800 11.799 11.800 11.800

51

(49

この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生じても佐倉市は関与できません。

また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責任を負いません。

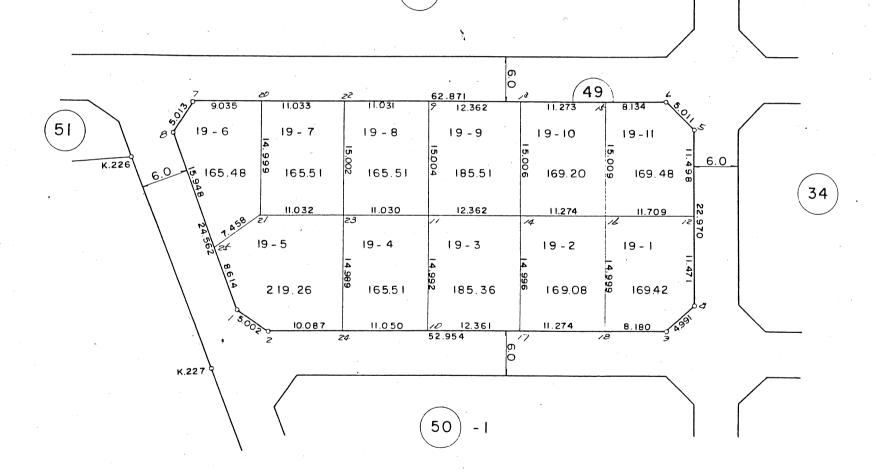
施行者:佐倉市臼井生谷土地区画整理組合(昭和59年2月1日換地処分)

 換地図

縮尺 1:500

街区番号 49 王子台 4 丁目

王子台4丁目



この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生 じても佐倉市は関与できません。

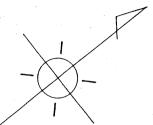
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責任を負いません。

施行者:佐倉市臼井生谷土地区画整理組合(昭和59年2月1日換地処分)

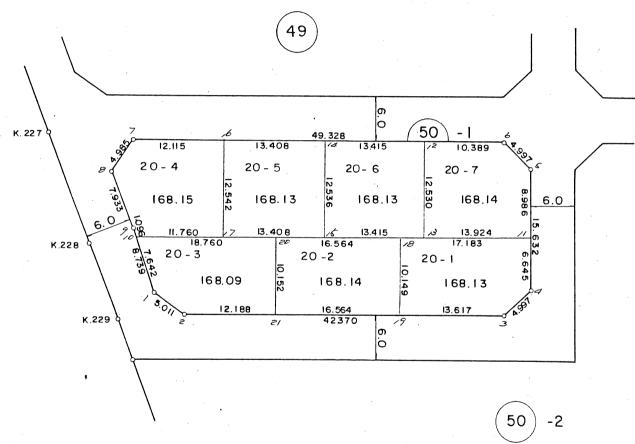
凡 例

縮尺 1:500

街区番号 50-l 王子台 4 丁目



王子台4丁目



この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生 じても佐倉市は関与できません。

また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責任を負いません。

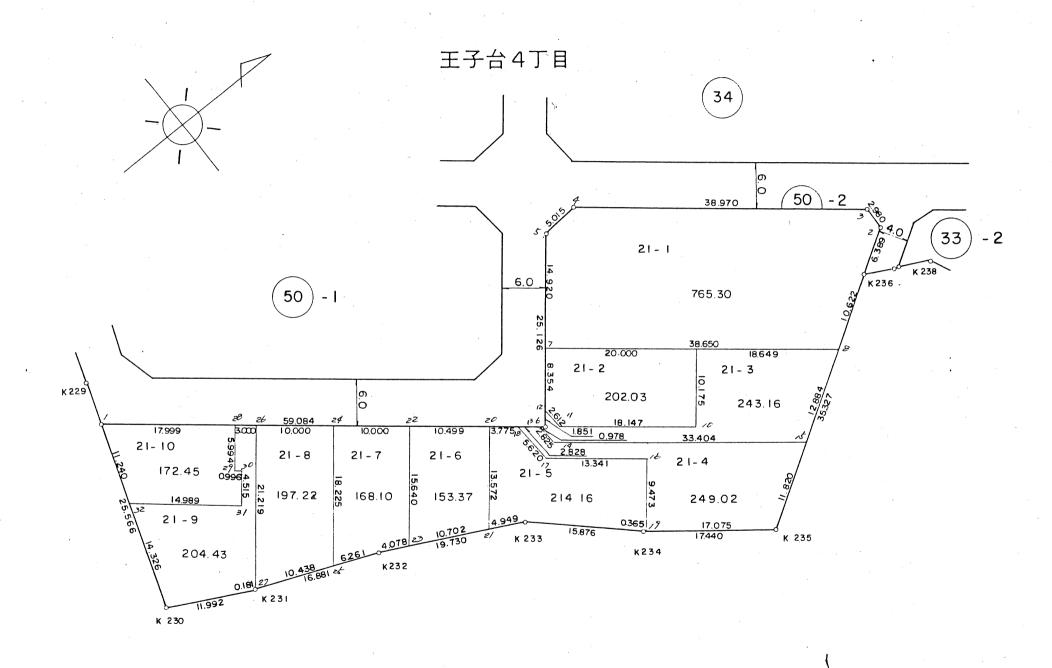
施行者:佐倉市臼井生谷土地区画整理組合(昭和59年2月1日換地処分)

 凡
 例

 換地位置

縮尺 1:500

街区番号 50-2 王子台 4 丁目



この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生 じても佐倉市は関与できません。

また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責任を負いません。

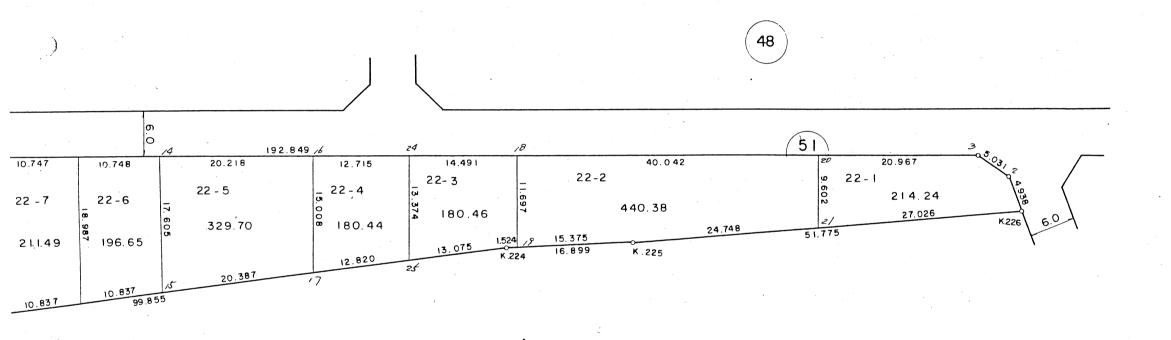
施行者:佐倉市臼井生谷土地区画整理組合(昭和59年2月1日換地処分)

凡例

縮尺 I:500

街区番号 51 王子台 4 丁目

王子台4丁目



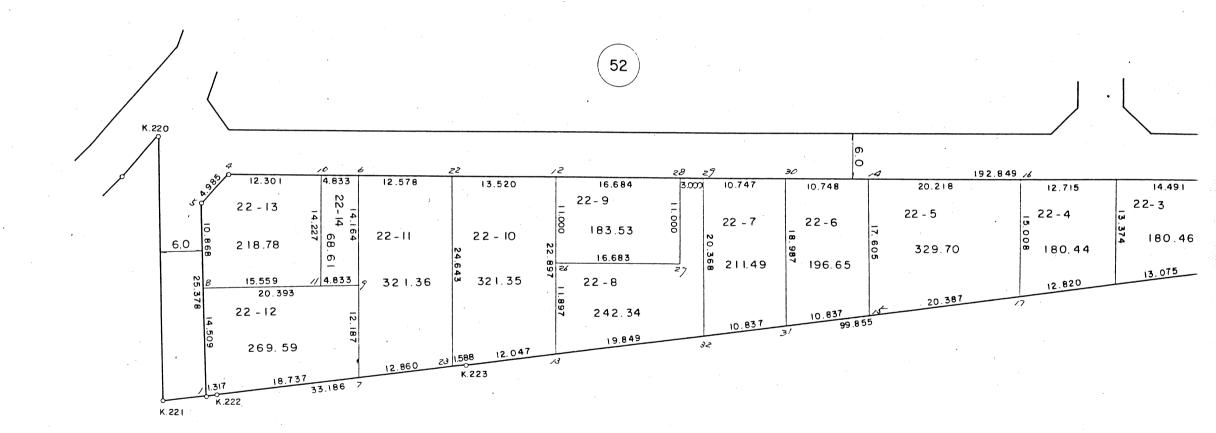
この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生じても佐倉市は関与できません。

また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責任を負いません。

凡	例
	換地位置

縮尺

王子台4丁目



この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生じても佐倉市は関与できません。

また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責任を負いません。

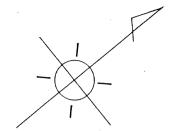
施行者:佐倉市臼井生谷土地区画整理組合

(昭和59年2月1日換地処分)

縮尺 1:500

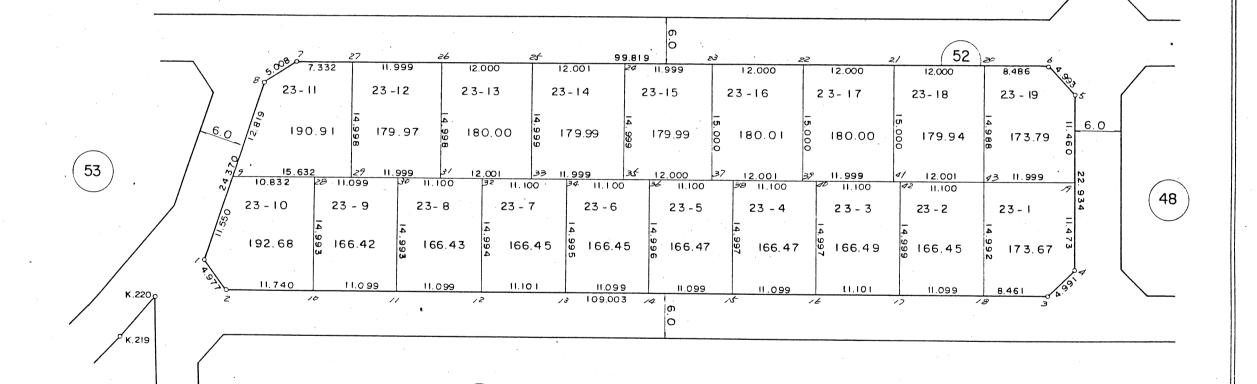
街区番号 52

王子台 4 丁目



王子台4丁目

(55)



51

この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生 じても佐倉市は関与できません。

また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責任を負いません。

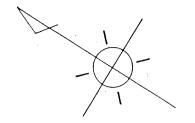
施行者:佐倉市臼井生谷土地区画整理組合(昭和59年2月1日換地処分)

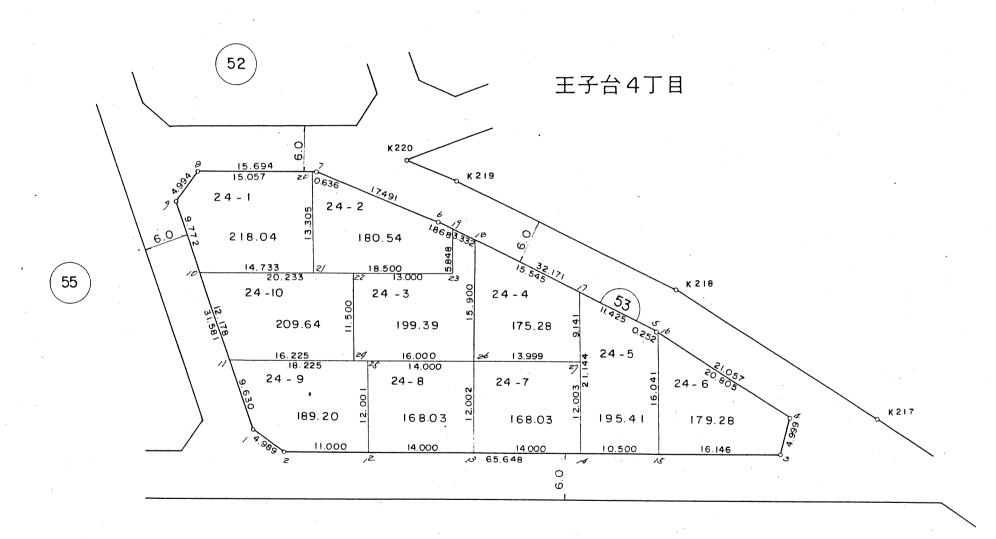
 凡
 例

 \_\_\_\_\_
 換地位置

縮尺 1:500

街区番号 53 王子台 4 丁目





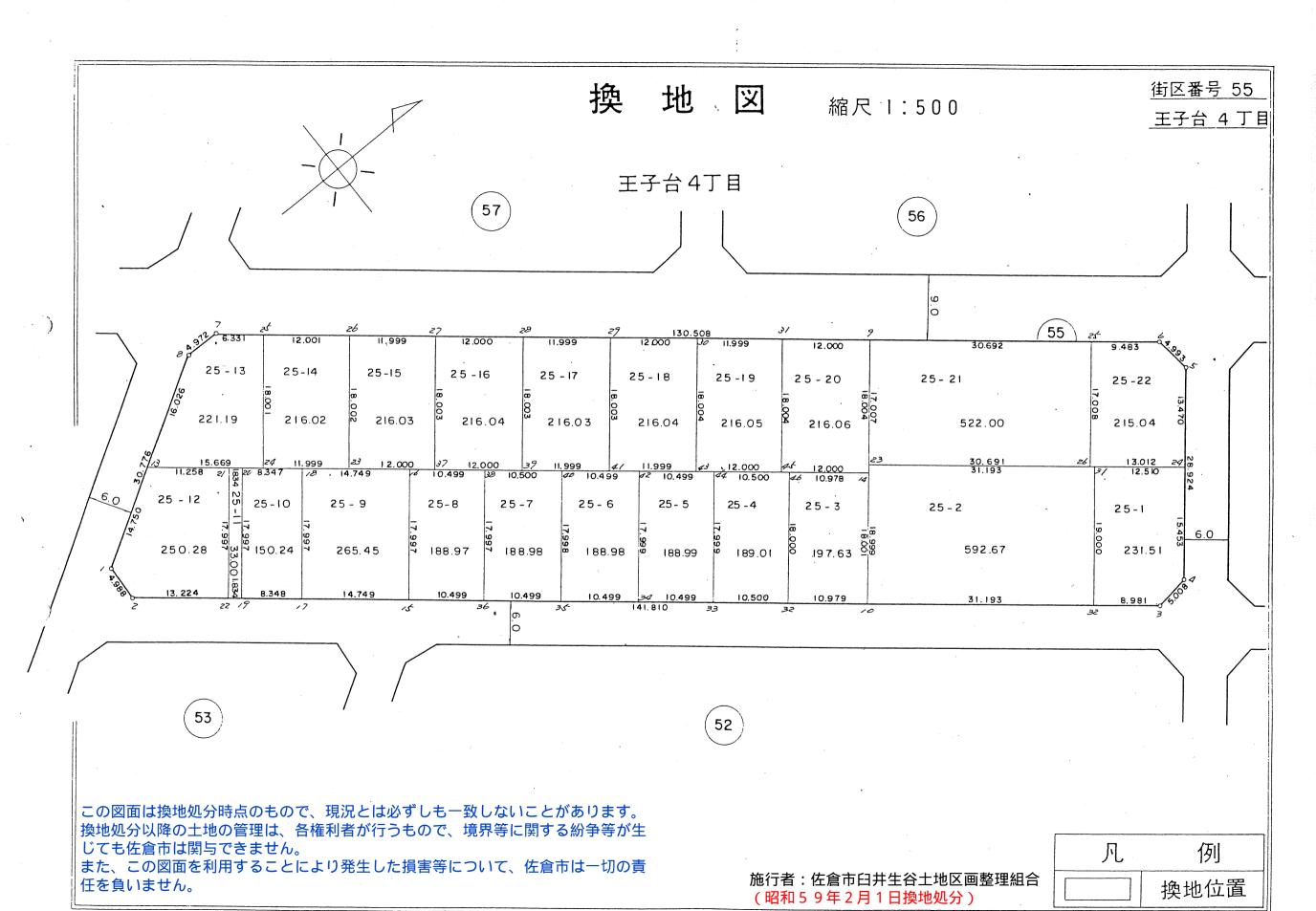
54

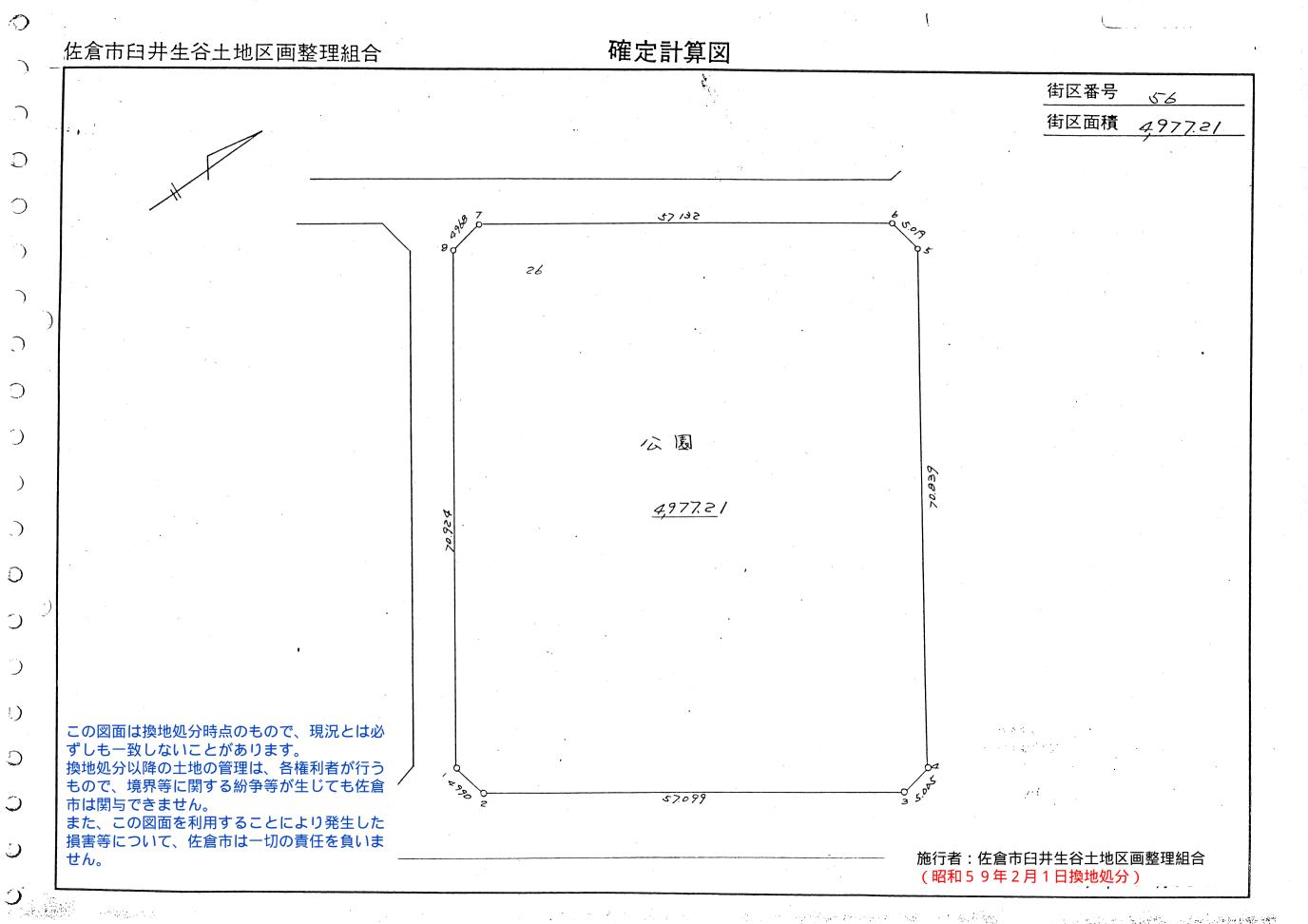
この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生 じても佐倉市は関与できません。

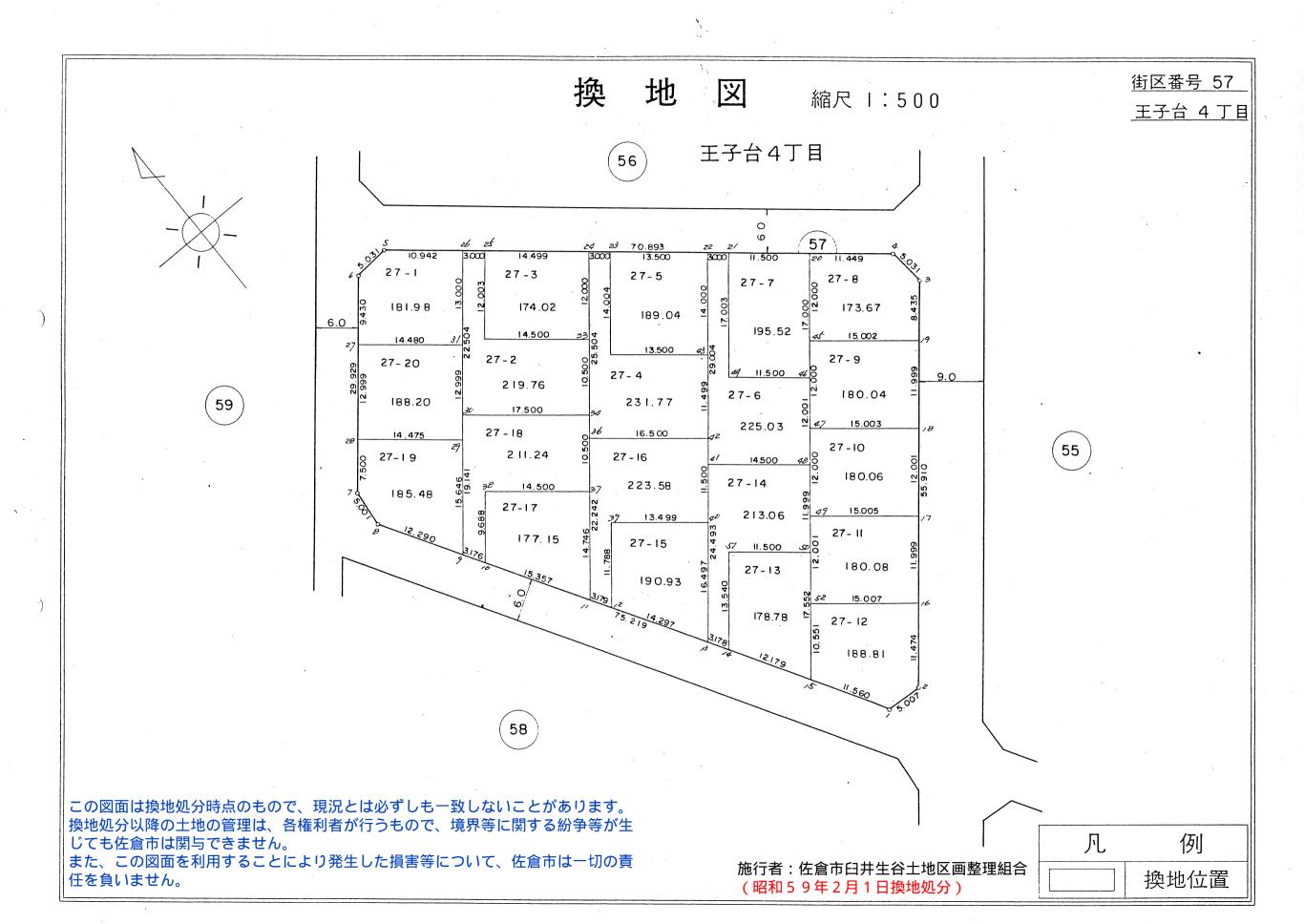
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責任を負いません。

施行者:佐倉市臼井生谷土地区画整理組合(昭和59年2月1日換地処分)

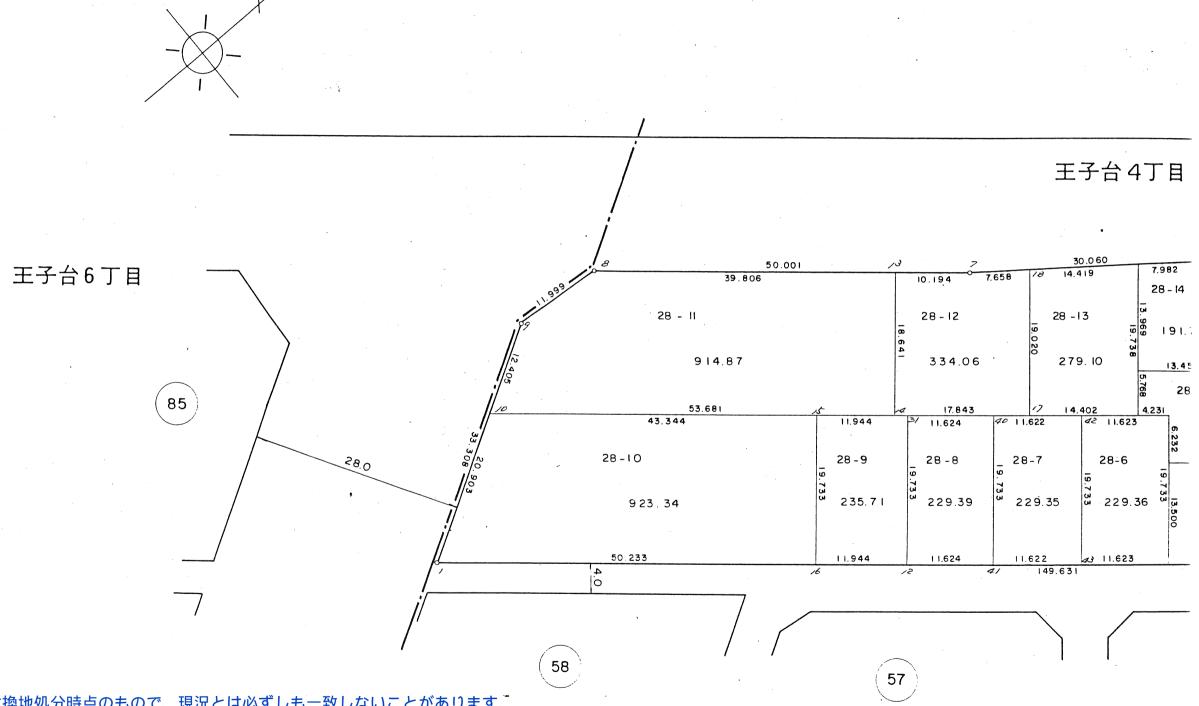
凡 例











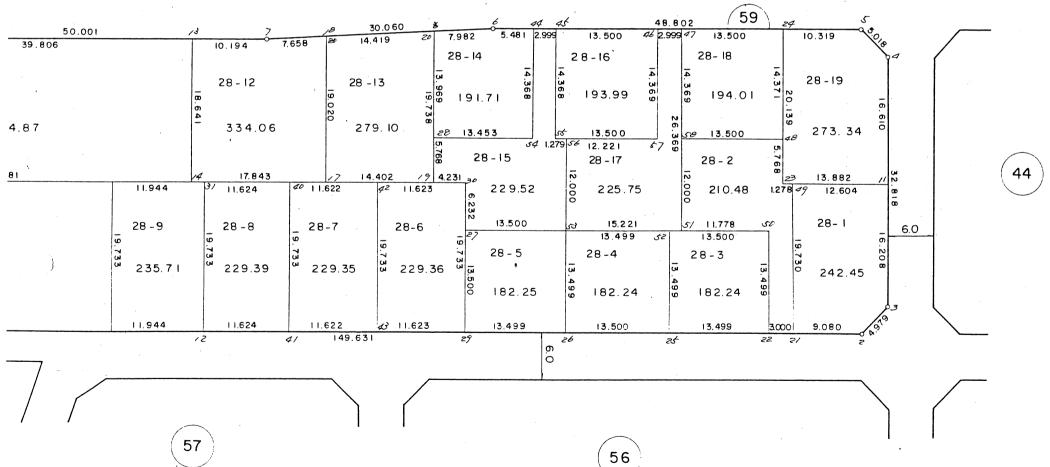
この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生 じても佐倉市は関与できません。

また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責任を負いません。

縮尺 1:500

街区番号 59 王子台 4 丁目

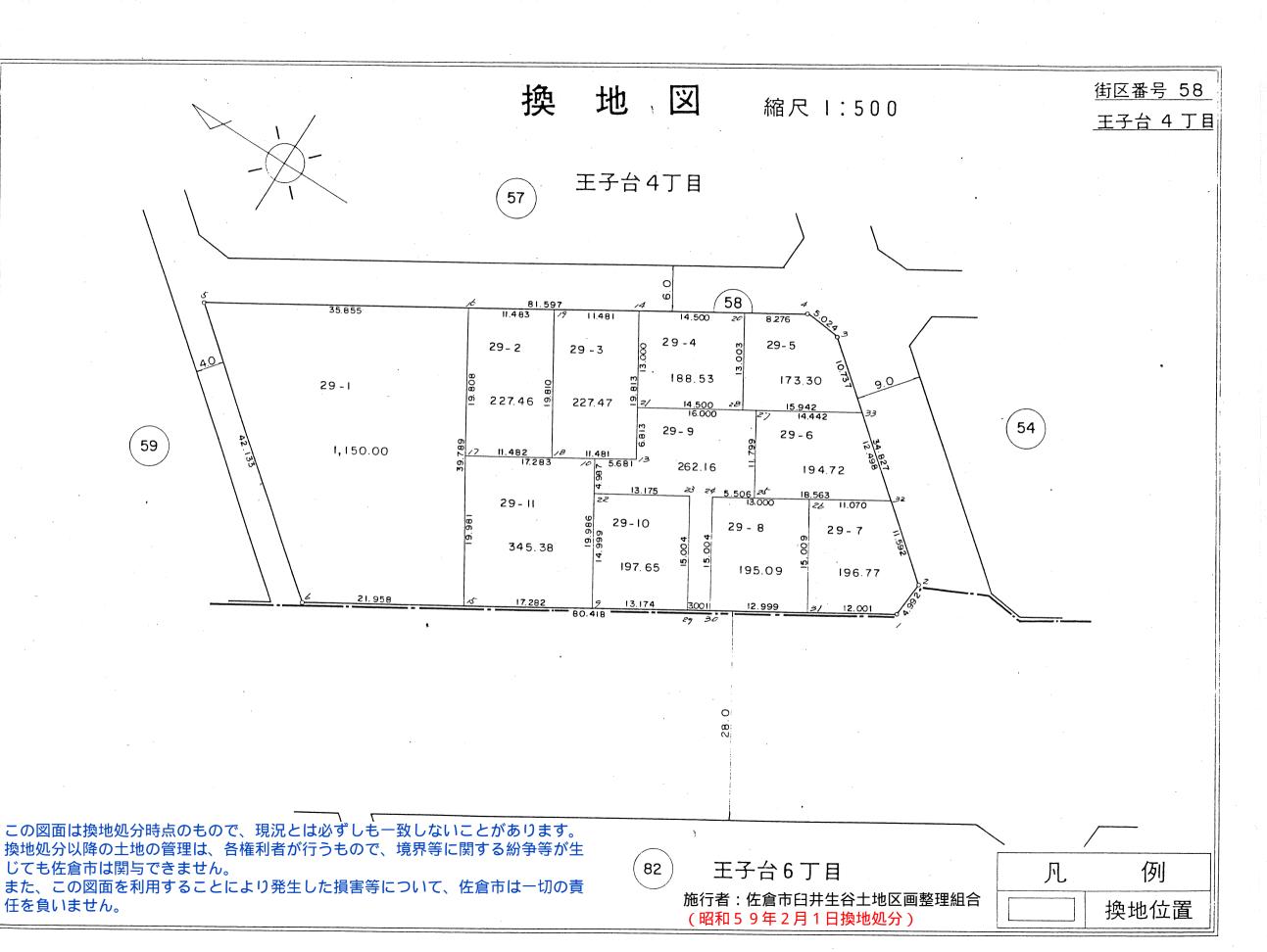
### 王子台 4丁目

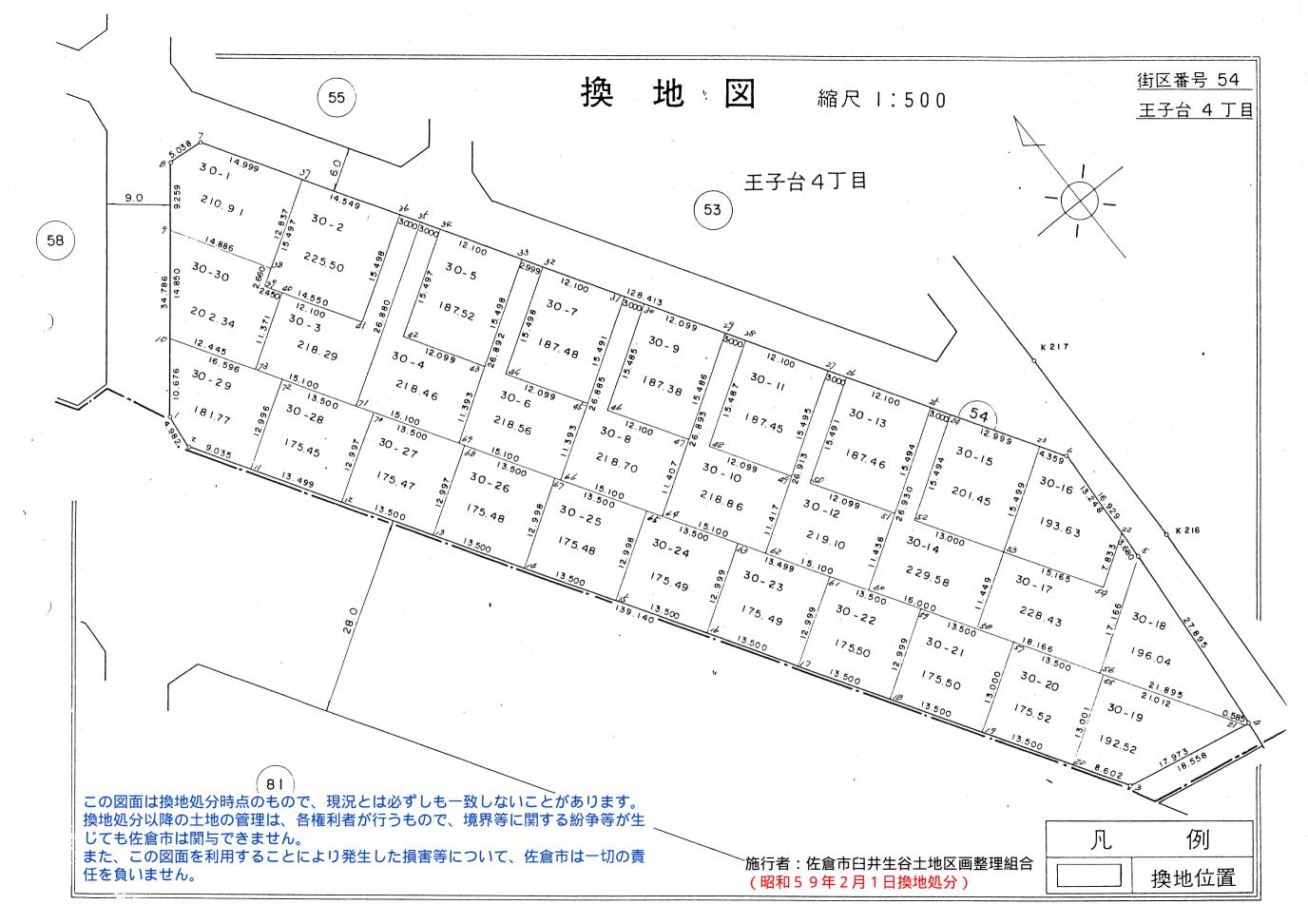


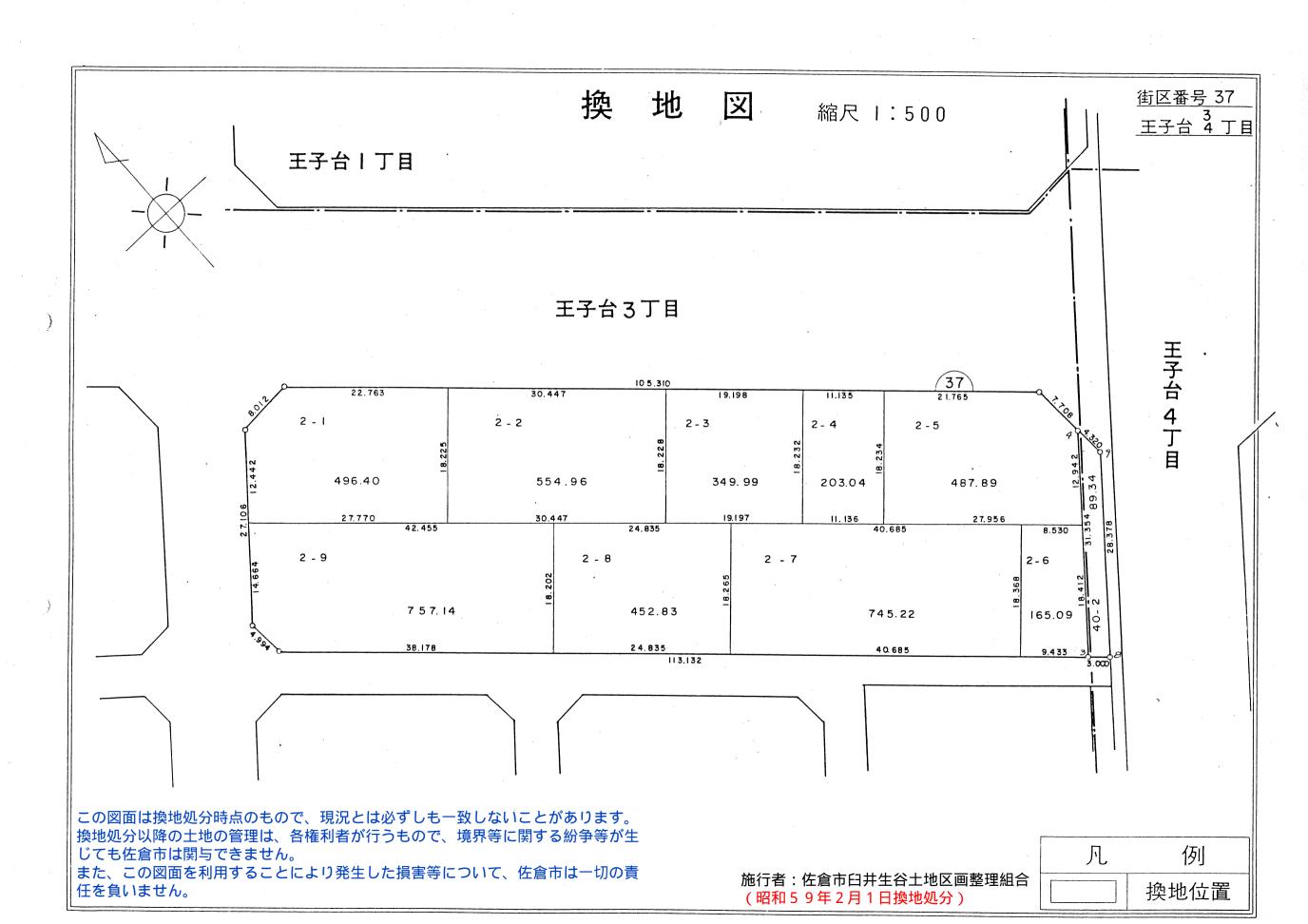
この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生じても佐倉市は関与できません。

また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責任を負いません。

施行者:佐倉市臼井生谷土地区画整理組合(昭和59年2月1日換地処分)





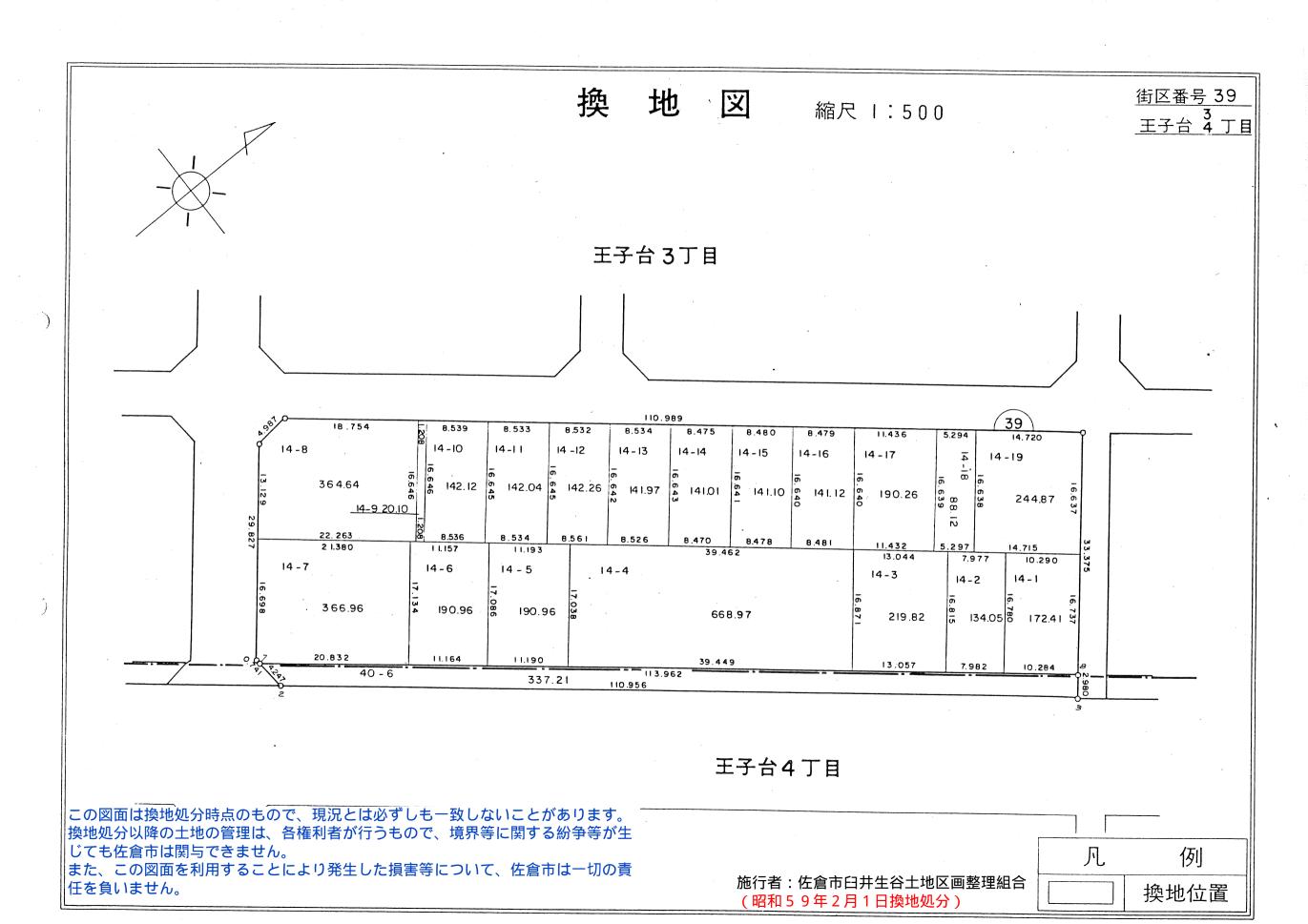


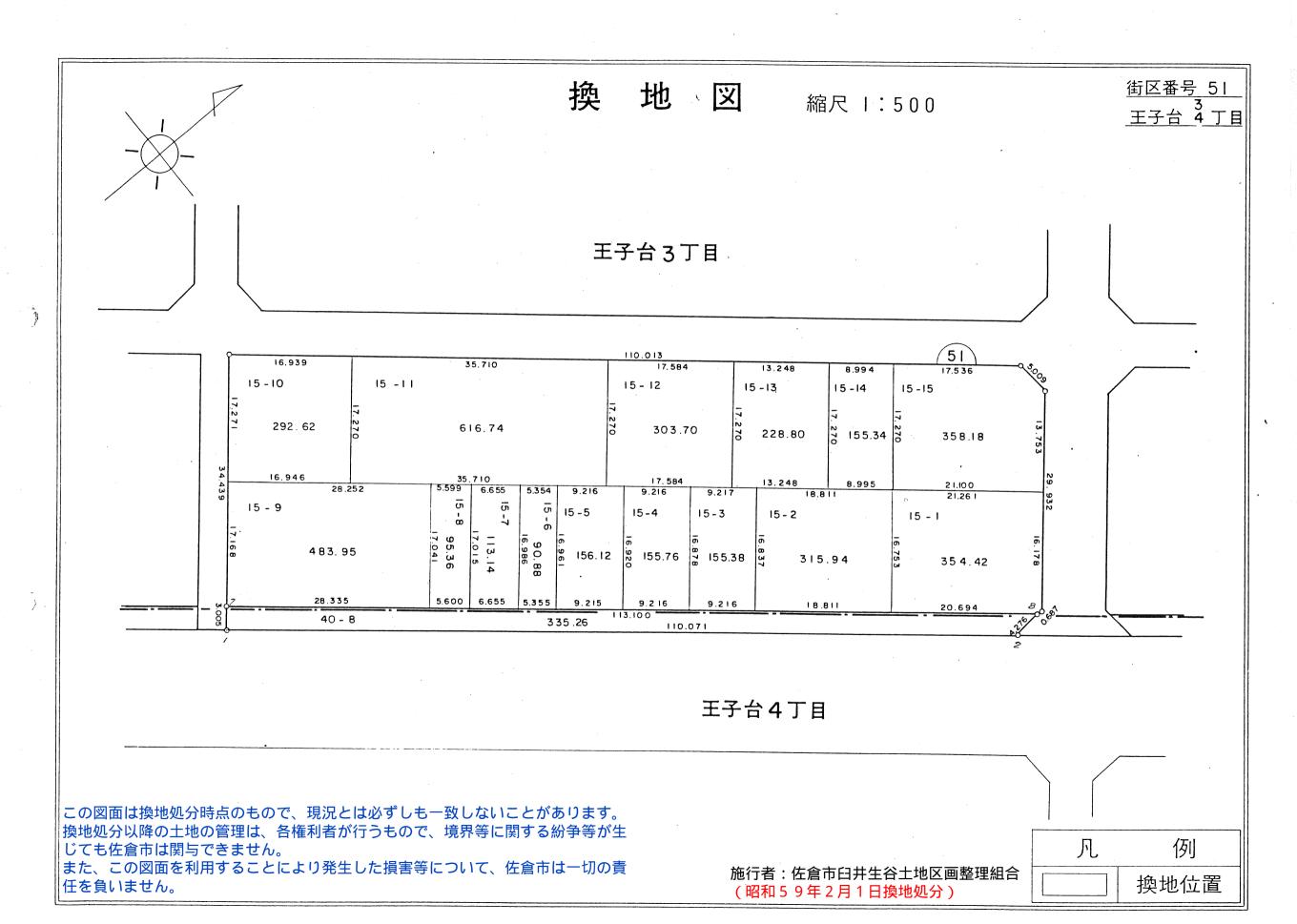
街区番号 38 換 地 図 縮尺 1:500 王子台 4 丁目 王子台3丁目 83.252 10.600 38 10.605 13.578 3-12 3 - 13 3-14 3-16 138.81 175.72 175.63 225.00 341.87 4.814 5.915 10.872 8.377 10.604 10.599 9.057 13.579 6.134 20.258 8.041 B.974 4.002 3-6 3 - 4 3 - 3 3 - 1 579.58 182.23 134.41 149.50 150.50 10.876 8.041 3.805 40-4 243.79 42.260 王子台 4 丁目 この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生 凡 例 じても佐倉市は関与できません。 また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責 施行者:佐倉市臼井生谷土地区画整理組合

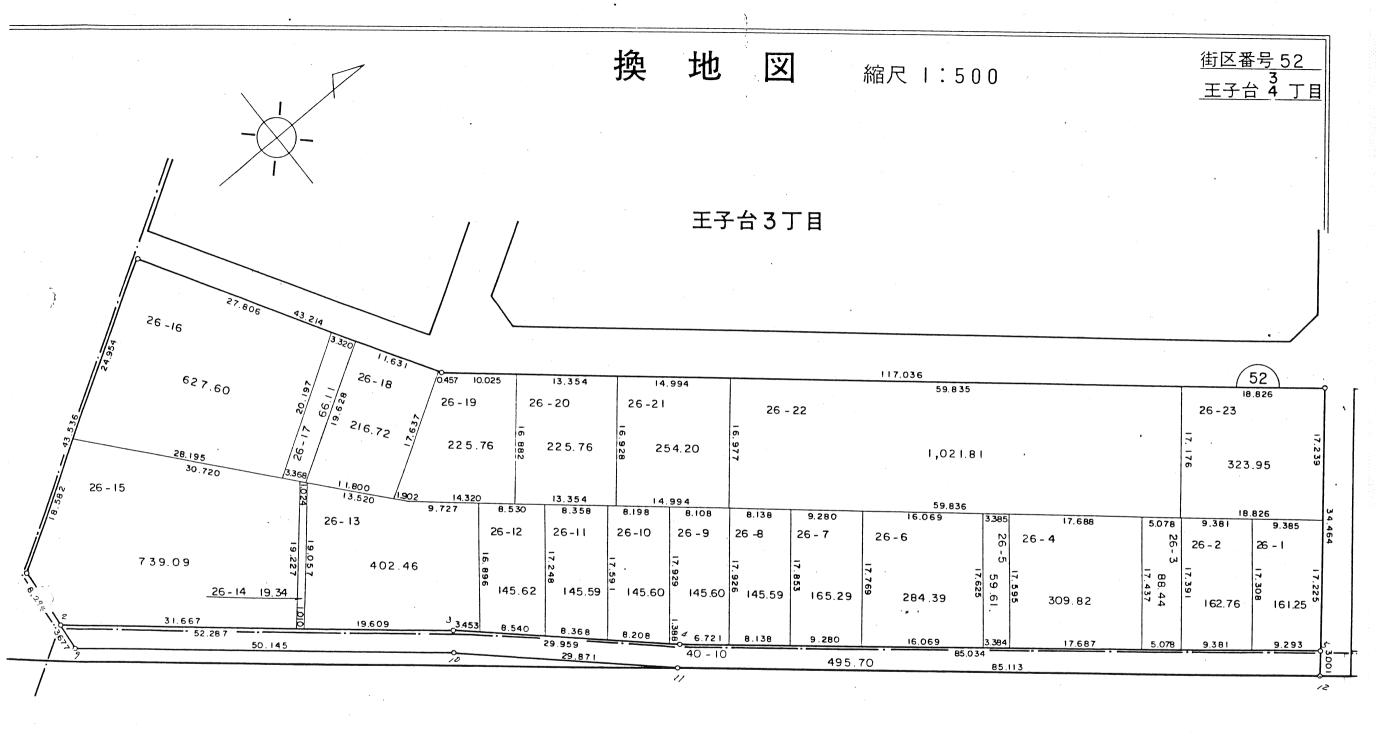
(昭和59年2月1日換地処分)

換地位置

任を負いません。







王子台 4丁目

この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生 じても佐倉市は関与できません。 また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責 任を負いません。

施行者:佐倉市臼井生谷土地区画整理組合(昭和59年2月1日換地処分)

 凡
 例

 換地位置